

計量法関係手数料令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

|                          |     |   |
|--------------------------|-----|---|
| ○計量法関係手数料令(平成五年政令第三百四十号) | (抄) | 1 |
| ○計量法(平成四年法律第五十一号)        | (抄) | 3 |
| ○計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)   | (抄) | 7 |

○計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）（抄）

（検定に係る手数料の額）

第二条 法第五十八号第一項第二号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる特定計量器ごとに当該各号に定めるとおりとする。

一 法第八十四条第一項（法第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の表示が付された特定計量器（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号。以下「施行令」という。）第十二条で定める特定計量器であつて法第八十四条第一項の表示が付されてから法第七十一条第二項の経済産業省令で定める期間を経過したものにあつては、法第五十条第一項の表示が付され、かつ、同項の表示が付されてから法第七十一条第二項の経済産業省令で定める期間を経過していないものに限る。） 別表第二に掲げる金額

二 前号に掲げるもの以外のものであつて、別表第三に掲げるもの 同表に掲げる金額

三 前二号に掲げるもの以外のもの 同一の構造を有するものごとに、別表第四に掲げる金額と別表第二に掲げる金額に検定を受ける特定計量器の数を乗じて得た額との合算額

（変成器付電気計器検査に係る手数料の額）

第三条 法第五十八号第一項第三号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、変成器付電気計器検査に係る電気計器（施行令第六条で定める特定計量器をいう。以下同じ。）に應ずる別表第二に掲げる金額（同一の変成器とともに使用する二以上の電気計器（二以上の電気計器が構造上一体となっているものを含む。以下この項において同じ。）について同時に変成器付電気計器検査を受ける場合にあっては、それぞれの電気計器に應ずる別表第二に掲げる金額の合算額（二以上の電気計器が構造上一体となっている場合にあつては、同表の備考に規定するところにより算定した額）の六割の額（以下この項において「電気計器に係る額」という。）と、その電気計器とともに使用する変成器に應ずる別表第五に掲げる金額との合算額とする。ただし、法第七十四条第二項の合番号であつて、これに表示された日から起算して法第七十三条第二項の経済産業省令で定める期間を経過していないものが付されている変成器に関し、同項の経済産業省令で定める事項を記載した書面の提出があつた場合については、電気計器に係る額と九百七十円（同一の変成器とともに使用する二以上の電気計器について同時に変成器付電気計器検査を受ける場合にあつては、九百七十円に電気計器の数を乗じて得た額（複合電気計器（二以上の電気計器が構造上一体となつているもののうち、同種の電気計器を二以上含むものであつて、当該同種の電気計器が同一の検出部及び中央処理装置を有するもの）をいう。以下同じ。）にあつては、電気計器の種類ごとに、九百七十円と同種の電気計器が一増すごとに十円を合算して得た額の合算額）。次項において同じ。）との合算額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の電気計器について検定と変成器付電気計器検査とを同時に受けようとする者が変成器付電気計器検査につい

て納付しなければならぬ手数料の額は、その電気計器とともに使用する変成器に應ずる別表第五に掲げる金額とする。ただし、法第七十四条第二項の合番号であつて、これに表示された日から起算して法第七十三条第二項の経済産業省令で定める期間を経過していないものが付されている変成器に関し、同項の経済産業省令で定める事項を記載した書面の提出があつた場合には、九百七十円とする。

(型式の承認等に係る手数料の額)

第四条 法第五十八号第一項第五号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第四のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる者については、経済産業省令で定めるところにより、実費を勘案して、同表に掲げる金額を減額することができる。

一・二 (略)

2 (略)

別表第二(第二条、第三条関係)

| 特 定 計 量 器   | 一個についての金額  |
|---|------------|
| 一〇七 (略)<br>八 電力量計<br>イ・ロ (略)<br>ハイに掲げるもの以外の交流用の電力量計(当該電力量計により計量した電力量の情報を電磁的方式により送信する機能を有する装置を有するものに限る。)<br>(1) 定格電流が三十アンペア以下のもの<br>(2) 定格電流が百アンペア以下のもの<br>(i) 单相三線式のもの<br>(ii) (i)に掲げるもの以外のもの<br>(3) 定格電流が百五十アンペア以下のもの<br>(i) 单相三線式のもの<br>(ii) (i)に掲げるもの以外のもの<br>(4) 定格電流が百五十アンペアを超えるもの | (略)<br>(略) |



(定義等)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。

5～8 (略)

(使用の制限)

第十六条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第二条第一項第二号に掲げる物象の状態の量であつて政令で定めるものの第六条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第十八条、第十九条第一項及び第二百五十一条第一項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

一 (略)

二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器

イ 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者（以下「指定検定機関」という。）が行う検定を受ける  
ロ これに合格したものととして第七十二条第一項の検定証印が付されている特定計量器

三 (略)

2 経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関が電気計器（電気の取引又は証明における法定計量単位による計量に使用される特定計量器であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）及びこれとともに使用する変成器について行う検査（以下「変成器付電気計器検査」という。）を受け、これに合格したものととして第七十四条第二項又は第三項の合番号（以下この項において単に「合番号」という。）が付されている電気計器をその合番号と同一の合番号が付されている変成器とともに使用する場合を除くほか、電気計器を変成器とともに取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

3 (略)

(検定の申請)

第七十条 特定計量器について第十六条第一項第二号イの検定（以下単に「検定」という。）を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。

（合格条件）

第七十一条 検定を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

- 一 その構造（性能及び材料の性質を含む。以下同じ。）が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。
- 二 その器差が経済産業省令で定める検定公差を超えないこと。

2・3 （略）

（変成器付電気計器検査の申請）

第七十三条 電気計器について変成器付電気計器検査を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定により申請を行う場合には、電気計器にこれとともに使用する変成器を添えなければならない。ただし、次条第二項の合番号であつて、これに表示された日から起算して経済産業省令で定める期間を経過していないものが付されている変成器とともに使用しようとする電気計器について変成器付電気計器検査を受ける場合において、その変成器に関し経済産業省令で定める事項を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（合格条件及び合番号）

第七十四条 経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関は、経済産業省令で定める方法により変成器付電気計器検査を行い、電気計器及びこれとともに使用される変成器が次の各号（前条第二項ただし書の規定により変成器が添えられていない場合にあつては、第二号）に適合するときは、合格とする。

- 一 変成器の構造及び誤差が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。
  - 二 電気計器が当該変成器とともに使用される場合の誤差が経済産業省令で定める公差を超えないこと。
- 2 前条第二項ただし書に規定する場合を除くほか、変成器付電気計器検査に合格した電気計器及びこれとともに使用する変成器には、経済産業省令で定めるところにより、合番号を付する。この場合において、変成器に付する合番号には、変成器付電気計器検査を行った日を表示するものとする。

3・4 （略）

（製造事業者に係る型式の承認）

第七十六条 届出製造事業者は、その製造する特定計量器の型式について、政令で定める区分に従い、経済産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。

2・3 (略)

(輸入事業者に係る型式の承認等)

第八十一条 特定計量器の輸入の事業を行う者（以下「輸入事業者」という。）は、その輸入する特定計量器の型式について、第七十六条第一項の政令で定める区分に従い、経済産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。

2・3 (略)

(表示)

第八十四条 承認製造事業者又は承認輸入事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器（第八十条ただし書又は第八十二条ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は販売されるものを除く。）を製造し、又は輸入したときは、経済産業省令で定めるところにより、これに表示を付することができる。

2・3 (略)

(外国製造事業者に係る型式の承認等)

第八十九条 外国において本邦に輸出される特定計量器の製造の事業を行う者（以下「外国製造事業者」という。）は、その特定計量器の型式について、第七十六条第一項の政令で定める区分に従い、経済産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。

2・6 (略)

(手数料)

第五十八条 次に掲げる者（経済産業大臣、研究所、機構又は日本電気計器検定所に対して手続を行おうとする者に限る。）は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納付しなければならない。ただし、経済産業大臣、都道府県知事、特定市町村の長、日本電気計器検定所、指定定期検査機関、指定検定期間又は指定計量証明検査機関が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による検査に用いる計量器について基準器検査を受ける場合は、この限りでない。

一 (略)

二 検定を受けようとする者

三 変成器付電気計器検査を受けようとする者

四 (略)

五 第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けようとする者（第七十八条第一項（第八十一条第二項及び第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の試験に合格した特定計量器の型式について、これらの承認を受けようとする者を除く。）

六〇十七（略）  
二〇四（略）

（研究所が処理する事務）

第六十八條の二 經濟産業大臣は、研究所に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一 第十六條第一項第二号イの規定による検定に関する事務（指定検定機関の指定に係るものを除く。）

二〇四（略）

五 第五章第二節（第八十六条及び第八十八条（第八十九条第四項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定による型式の承認に関する事務

六〇九（略）

○計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）（抄）

（特定計量器）

第二条 法第二条第四項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。

一〇四（略）

五 体積計のうち、次に掲げるもの

イ 積算体積計のうち、次に掲げるもの

(1)〇(4)（略）

(5) ガスメーターのうち、口径が二百五十ミリメートル以下のもの（実測湿式ガスメーターを除く。）

(6)・(7)（略）

ロ（略）

六〇十（略）

十一 最大需要電力計

十二 電力量計

十三 無効電力量計

十四 〽十八 (略)

(変成器付電気計器検査に係る特定計量器)

第六条 法第十六条第二項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。

一 最大需要電力計

二 電力量計

三 無効電力量計